

婚礼引き出物の贈呈方法 特許と特許法の保護対象

会 員 帖 佐 隆

目 次

1. はじめに
2. 婚礼引き出物特許の経緯と内容
3. 本件特許についての考察
4. 本件特許が与えた社会的影響
5. 婚礼引き出物の贈呈方法特許と純粋ビジネスの保護
6. 自然法則性と保護対象～自然法則性は撤廃すべきか
7. 発明の定義の決め方。包含方式か不特許事由限定列举方式か
8. 純粋ビジネスは従来の発明論争と同じか
9. 外国と同一の対応をしなければ国策として妥当でないのか？
10. まとめ謝辞

.....

1. はじめに

平成 12 年（2000 年）の 1 月 21 日に「婚礼引き出物の贈呈方法」特許（特許 3023658 号、以下、「婚礼引き出物特許」という場合がある。）が成立し、同年 3 月 21 日には、当該特許の掲載公報が発行された。

当該特許は、その後、特許異議申立ての手續きによって、特許庁による取消決定を受けたが、当該特許の成立当時は、その内容の興味深さもあって、話題となった。以下、この特許について所感等を述べさせていただくとともに、この特許が与えた社会的影響についても言及し、かつ、純粋ビジネスに関する考え方、及び、特許法の保護対象がいかにあるべきかについても言及してみたい。

2. 婚礼引き出物特許の経緯と内容

(1) 当該婚礼引き出物特許は、まだ日本国内にてビジネスモデル特許が大してブームとなっていない平成 8 年（1996 年）7 月 31 日に出願されている（特願平 8 - 217867）。その後、平成 10 年（1998 年）2 月 17 日に出願公開された後、平成 12 年（2000 年）の 1 月 21 日に特許として成立し、同年 3 月 21 日には、当該特許の掲載公報が発行された。

(2) しかしながら、本特許に対しては、特許異議の申立てが複数なされ、平成 13 年（2001 年）5 月 8 日に取消決定がなされている。

(3) 本特許クレームを引用すると、「引き出物贈呈者が、贈呈者名簿・贈呈者住所欄・数種に群分けして引き出物明細を記入した引き出物グループ欄を有する贈呈リストを用いて、贈呈者と贈呈者別の前記グループを特定して引き出物の送り届けを委託者に委託し、続いて、前期委託者は前記贈呈リストに基づく贈呈者毎の送り先と送り届け日を確認整理し、しかるのち、任意の輸送手段によって前記贈呈リストによる指定引き出物を、前記確認整理による指定場所へ指定日に送り届けすることを特徴とする婚礼引き出物の贈呈方法。」とある。以下、詳細な説明を含めた全体で公報 2 ページ程度のものであり、図面はない。

(4) 上記の内容から、当該特許の対象が、特許法上の保護対象たる「発明」に該当するかどうか、さらに言えば、特許法 2 条 1 項に規定される「発明」の定義における「自然法則性」を満たすかどうか問題となった。

(5) これに対して、特許庁審査官は、審査段階においては、「単に人為的な取り決めで行なっているに過ぎず、そこにはなんら自然法則を利用しているとは認められない」として一度拒絶理由通知を発している。

(6) これに対して権利者側サイドは、意見書にて、「贈呈リスト」は「『～（略）～特定レイアウトした構成によって多数実用新案登録された学習帳』と同様な物理的構成物である」とし、前記クレームは、「物理的構成物を用いることは、その構成に基づく物理的作用を奏するので即物理的行為を意味する」とし、かつ、クレーム内の残りの行為も「物理的行為」であるとした。そして、この主張により、前記クレームには自然法則性があるとした。

(7) この結果、上記「婚礼引き出物特許」は補正されることもなく特許として成立したのであった。

(8) しかしながら、この判断は、従来からの特許庁の運用基準、判断基準に合致しないものであるとの意見が大勢を占めた。また、その後発表されたビジネスモデル特許に関する運用基準でも認められていないものであった。よってこの特許を認めることは妥当でなく、特許を認めることは公平性を著しく欠くと考えられた。

(9) そこで、上述したように複数の特許異議申立てがなされた。これを受けて特許庁審判官による手続きが行われた結果、上記取消決定が出たものである。

(10) 決定文においては、「人為的な取決めを利用したものというべきものである。」と断じており、他の特許を引き合いに出しての当該特許の有効性についての権利者サイドの主張をしりぞけている。この結果、特許庁が自らの誤りを認めた形となった。

(11) 以上の経緯から言えば、本件特許はやはり純粋ビジネスにあたると思われ、特許庁として純粋ビジネスは保護しないとして当該特許を取り消した結果となった。

3. 本件特許についての考察

本件特許は上記のように特許庁の判断は取消となった。かねてより、特許庁の審査基準等で「人為的な取決め」は特許しないとの方針を表明していたため、取扱いの統一性は保たれた形である。

また、現在の特許法2条1項の定義からするとやはり本件特許は維持されるのは難しいと考えられる。原特許権者サイドでは、上記のように「贈呈リスト」の自然法則性を主張して、そのことから全体として自然法則性が存在し、特許が維持されるべき旨主張していたが、やはりそれは失当であり、取消決定は妥当なものであるといえよう。かかる解釈を認めたのでは、人為的な取決めの中に何か一つ「物」の要素を取り入れてこの「物」の自然法則性を言うことにより、全体として人為的な取決めにすぎないクレームに自然法則性を認める便法を確立してしまうからだ。

本件の場合、いわゆるビジネス関連発明として特許が成立しているものと比較して、明らかに一線を越えていた。各クレームの各構成要件が単純に「人」の行為であるからだ。そういう意味でも特許として維持されるのは妥当でないであろう。

もっとも「贈呈リスト」の電子化であるとか、通信ネットワークを使用した贈呈リストの共有化に特化し

たクレームにすれば、権利取得できなかったことはないと思う。だが、当然に元のクレームの形では権利行使できないため、特許の内容的には違った意義を有することとなる。

4. 本件特許が与えた社会的影響

(1) ビジネスモデル特許ブームとの関係

純粋ビジネスへの誤解と憶測

本件特許が平成12年(2000年)の初頭に成立したことにより、平成12年(2000年)頃に火がついたビジネスモデル特許ブームという火に対して、間違いなく油を注ぐ結果になったと思う。

本件特許は、ビジネスモデル特許であるとして、新聞、雑誌や書物等で採りあげられた。その論調は、折しも米国からやってきたビジネスモデル特許ブームの最中であったため、新種のビジネスモデル特許誕生との論調が多かった。

一例を挙げるならば、2000年6月18日付日本経済新聞の「今を読み解く～特許ブームを生む変革期」という記事が興味深い。上記婚礼引き出物特許に関して、「ITを利用しない手法、アイデアも特許になり始めている。特許の対象は今、新製品、新技術にとどまらず、新しい「方法」へと急速に広がっている。」とある。

この時期、従来の「自然法則」の解釈からすると疑わしい特許が他にも成立していたこともあり、一般の人々にとって当時このような解釈がとられることもある意味自然なことである。

また、アメリカでは日本と制度が異なることもあり、一部純粋ビジネス的なものも特許として成立している。

よって、こういった社会状況の中で火がついていたビジネスモデル特許ブームに乗って、上記記事やその他各種記事等が、純粋ビジネスが特許の対象になったとの誤解をおおいに生んだのであった。

もちろん、特許庁サイドでは、当該記事が出る前から、ビジネス関連発明に関する審査における取扱いについて「人為的な取決めそのものや、これらのみを利用しているものなど特許法第2条第1項に規定する「発明」に該当しないものは、「ビジネス方法」に該当するか否かに関わらず、特許の対象になりません」とアナウンスし、かつ、「ビジネス関連発明とされているもののほとんどは、ソフトウェア関連発明の一形態として捉えることが出来るものと認識されています。」

とアナウンスしていた。その上で、「ハードウェア資源に対する制御又は制御に基づく処理，対象の物理的性質又は技術的性質に基づく情報処理，ハードウェア資源を用いて処理すること」といった「自然法則を利用しているといえる」類型を挙げていた。このようにして「純粋ビジネス」の特許性を否定し続けていたのである。

しかしながら，百の審査基準や百のアナウンスより一つの特許成立という効果は非常に大きかった⁽¹⁾。いくら否定しても、「『純粋ビジネス』は現行法上においても特許になるのではないか。」との誤解や勘違い（風評）はなかなか消えなかった。

また，一部の論者等が，「純粋ビジネス」が保護されるのは，時代の要請であるかのような文章を發表したので，日本においても純粋ビジネスが保護されるとの憶測は消えなかった。

が，その後，上記「婚礼引き出物特許」が上記のように取消決定が出て，また，特許庁がビジネスモデル特許に関する審査基準を發表することにより，上記，純粋ビジネス的特許の成立は過誤であるということがようやく浸透してきたようである。また，ビジネスモデル特許に関する審査を厳しくすることにより，いわゆるブーム的な状況は去った。よって，現段階では，ようやく「純粋ビジネス」は現行法上では保護されないことが周知徹底されたといえるのではないであろうか。

しかし，将来的には，「純粋ビジネス」も保護されるのではないかとする憶測はいまだ消えていないように思える。将来へ向けての特許法の保護対象の変更への憶測がいまだくすぶっていると思える⁽²⁾。まして，後述するが，経済産業省特許庁が開催した審議会の招集によって，将来的には，「純粋ビジネス」を保護するのではないかとする警戒感がくすぶっている。行政側が安直に定義の改正を口にするのも，多大なアナウンス効果が生じるので注意が必要かもしれない。

尚，真に改正を目指すのならば，国民の間に十分な議論が尽くされる必要があると思う。

また 誤解ではあるにせよ 本件特許の成立により，特許に無関係だった人々の層へビジネスモデル特許を通して特許について浸透した効果は，結果的にはあったかもしれない。だが，一般の人々にとっては，それは誤解で終わったという場合が多いのではないか。

防衛出願と乱願時代

上記のようなビジネスモデル特許への誤解を含んだ

ブームは，本来特許を日常的に扱っている層へも影響を及ぼした。ビジネスモデル特許のプロジェクトチームなるものが結成される企業も一部にあり，研究開発部門等の本来特許と関係が深い部門以外の部門を巻き込んで，純粋ビジネスの出願を促進したりした時期もあったようだ。

また，大量の防衛出願も行われたと考えられる。いくら，行政が現行法下では特許しないと書いていても，いつ，純粋ビジネスが保護され，突如特許が成立するようになるかもしれない，と人々は考える。そうになると，特許になるはずのない自己の行っているビジネスが万が一特許になってしまったら，と考えれば，やはり，特許にならないだろうと考えつつも防衛出願するしかない。将来生まれるかもしれない謎の特許におびえる不安な時代環境が作られてしまったからである。いわゆるビジネスモデル乱願時代が過渡的に生まれてしまったといえよう。

(2) ビジネス関連発明についての審査が厳しくなっている？

このように，本件特許が成立した反省か，またはビジネスモデル特許ブームの反動か，最近になって，若干審査が厳しくなりつつあるような気がしている。特にビジネス関連発明については，登録率が25%と言われていて，他の分野を大きく引き離しているようである。これは，いわゆるブームに乗った乱願時代の出願が審査対象にあがってきている影響もあるかと思う。

しかし，この結果，ビジネスモデル乱願時代に行われた上記プロジェクトチームや防衛出願は何だったのかということになる。特許にならないアイデアの発掘に力を入れ，将来成立するかどうか分からない特許の影におびえて防衛出願が多数なされたことは，全国的に見れば相当のロスが発生していたと考えられる。

また，ビジネス関連発明がブームになる以前に，特許庁がビジネス関連発明をさかんにホームページで紹介していた時期もあり，それを受けてなされた出願も現在審査の俎上にあると考えられる。そうすると反動とは言え，登録率が4分の1というのは少し厳しい気がする。いちおう特許調査等はしているのであろうから，それだけ純粋ビジネスに当たるものが多いということか？

(3) ビジネスモデル特許における発明者は誰か？
(着想と具体化)

最近では、ビジネスモデル特許が純粋ビジネスそのものでないことは定着してきたが、特許事務所や企業の特許担当者へ、依然として純粋ビジネスに近い形で、提案が持ち込まれることが多い。これも一種の影響であろう。

ところで、それぞれの特許担当者は、自然法則性、発明としての成立性を満たした形で、インターネットソフトウェア特許の形にシステムを考えて出願する。このことは何を意味するか。通常、発明は着想と具体化の段階に分けられると言われ、いずれかに関与すれば、発明者である、と言われていた。このようにして見た場合、純粋ビジネスを考案しただけで特許事務所や特許担当者に持ち込まれることは本来発明者とされる依頼者が着想のみを行って、具体化に関しては、特許事務所や企業の特許担当者が行っていることが多いようである。発明の成立要件に自然法則性が求められている以上、当該ビジネスモデル特許の成立には多くの場合コンピュータシステム等としての実施可能要件がしっかり明細書に記載されなければならない。よって、これまで以上にビジネスモデル特許では特許事務所や企業の特許担当者の発明への関与の度合いが大きいのではないかと考えている。よって、この場合、将来的に見て、発明者は誰か？という問題にならないか、少し心配ではある。

もっとも以前よりビジネスモデル特許以外でもそのような事例はあったとは考えられるが、少なくとも最低限の発明が完成していた上での発明の拡大が多かったように思えるので、若干、ケースが異なるかと思う。

ところで、弁理士として、純粋ビジネスの依頼（例えば、婚礼引き出物特許のようなもの）を受けたときに弁理士としては受けるか断るか難しいところである。このような依頼を受けた場合でハードウェアシステムを記載した形等に明細書を作成できて、かつ、そのようなクレームでも意義があるか、または、そのような明細書クレームの記載で顧客が納得する場合は問題ない。が、ハードウェアシステムを記載した形等に明細書を作成できにくい場合はどうするか。とにかく顧客への説明責任を果たした上で、顧客が満足するようにするのが一番ではある。ただ、上記のような工夫をしても、特許の対象かどうかボーダーである場合もあ

る。近年のビジネスモデル特許の審査の状況からすると、非常に苦しい状況ではあるが、疑わしくはトライするか、疑わしくは諦めるかも問題に悩むところであろう。

5. 婚礼引き出物の贈呈方法特許と純粋ビジネスの保護

以上が婚礼引き出物の贈呈方法特許に関する経緯等や関連する考察等であった。

ところで、上記特許がとりあえず審査段階で成立した影響で純粋ビジネスは保護すべきか、との論争が一時さかんになった。特許庁による取消決定が出て、一応の結論が出たこともあり、この議論はもはやタイムリーではなくなってしまったかもしれないが、いまなおそのへんの論争が若干くすぶっている感もあるので、純粋ビジネスの保護を中心としての立法論等を以下に少し述べてみたいと思う。

6. 自然法則性と保護対象～自然法則性は撤廃すべきか

私は、特許法2条1項における「自然法則」性は存置すべきであると思っている。

近年、自然法則性についての撤廃論者の意見を耳にすることも多いが、私は、この意見には反対である。その理由は、上記、「婚礼引き出物の贈呈方法」特許との関連も踏まえて以下のように考えている。

特許法の法目的とは、「発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、産業の発達に寄与する」ことにある（特許法1条）。ここで発明の保護と産業の発達の関係を考える上で、前提となっているのは、技術は累積的に進歩する、という事実である。

ここでいう技術とは、自然法則を利用した技術、すなわち 科学技術一般を指すと考えられる。現代人は、発達した現代科学技術の中で利便性ある生活を享受しているが、この発達した現代科学技術は、簡単に一日にして成ったものではない。古くから技術的水準を一段一段登ってきて現代の技術水準に達してきたものである。例えば、携帯電話にしても半導体集積回路技術がなければできなかったものであり、ひいてはトランジスタの発明がなければできなかったものであろう。そういう意味で、科学技術は、ある技術水準の上で次の技術水準の上に累積的に積み重なって行くという関

係に立ちながら進歩していく。

しかしながら発明の保護の対象を「自然法則を利用しないもの」、例えば、純粋ビジネス等にまで広げたらどうなるであろうか。これら純粋ビジネスの類は、累積的に進歩するという側面が少ない。確かに、ある人為的な取決めができれば、さらに複雑な人為的な取決めを人は考え付くであろう。例えば、あるネズミ講の方法があった上で、さらに複雑なネズミ講の方法が開示されるがごときである。しかし、それは果たして「累積的進歩」といえるのかどうかは疑問である。複雑にはなれども、本当に「進歩」といえるのかどうか。そう考えると、純粋ビジネス（人為的な取決め）等の「自然法則を利用しないもの」の特許法の保護対象に加えることは、累積的に進歩しないものを保護することに帰着すると考える。

そうすると、上記特許法の法目的の解釈、ひいては発明の保護と産業の発達の関係については、従来の解釈が成立せず、上記特許法の法目的に合致しないこととなってしまわないか。

確かに純粋ビジネスなどを保護してみたとしたならば、新規な純粋ビジネスに係るビジネスモデルが多数考案され、人々はみな新規ビジネスに関する発案意欲が増し、華やかにはなるだろう。そうすると、人々は、この華やかな部分にのみ注目しがちである。しかし、人は、発明をなし、特許権を取得する側に立つ場合もあるが、逆に権利の制約を受ける第三者の側にも立ちうることも考えておかねばならないのである。第三者の立場になると非常に不利益は大きく、自己のビジネスを行うことができなくなる恐れが出てくるのである。さらに、このことを防止すべく人々は、防衛出願を乱発せざるを得なくなったりもする。そう考えると、独占権付与には功罪がつきまとうのであり、人はどちらの立場にもなりうる可能性があるのである。また、独占権を与えるということは、独占禁止法的観点から妥当でないとも言えるのである。

それにもかかわらず特許法が新規発明に独占権を与えるのは、技術は進歩するものである、という点に大きく依拠しているからであると私は考える。技術進歩のためには、一にも二にも発明の開示が必要であり、独占による考案意欲の増大と独占による弊害で双方の功罪がイーブンだとしても、それにも増して発明の開示促進による技術進歩が必要であるために、あえて独

占権付与の方を選んでいるのであると私は考える。

そうすると累積進歩性の少ないものに独占権を付与するのは、従来の特許法の目的そのものから大きく逸脱すると考えざるを得ない。つまり累積進歩性を有するものは科学技術であり、科学技術であるがゆえに自然法則性が効いてくる。すなわち、累積進歩性と自然法則性は大きく結びついていると考えられるのである。

このことを現行法上の取扱いと絡めて考えてみる。

例えば、純粋ビジネスに関する取決めがあったとする。この純粋ビジネスそのものは、上記の理由で、累積進歩性に乏しいので、特許は受けられない。

しかし、上記純粋ビジネスを達成するハードウェア資源を使用したシステムに関するものであれば、特許を受けうる可能性がある。

上記差異はほとんど意味ないではないか、とする論者もいるが私はそれなりに意味があると感じている。ハードウェア資源を使用することが前提となると、保護範囲内に入る発明の実施においては、ハードウェアやそれにあうソフトウェアの使用が条件となるから、前記のビジネスを達成するソフトウェアの開発が企図され、そのソフトウェアを動作させるのに適した仕様（速度、機能、動作環境、価格、その他）を持つハードウェアの開発が企図されるわけである。こうして技術の進歩と産業の発達がなされる。純粋ビジネスオンリーであれば、人間の手だけで実施できるものも多いため、必ずしも技術の進歩へは進まないであろう。こういう差異が生まれてくると考えている。

このようなことから考えると、まず、特許法は何を保護するものなのかをもう一度見直すことも必要である。科学技術を保護するのか。それとも商売に関係することならば、何でも保護するのか。また、産業の発達の産業とは、第一次産業なのか、第二次産業なのか、はたまた第三次産業も含むのか（産業にはサービス業も含むのか等々）。発明の定義を見直すならば、そのあたりの検討、考慮や議論が必要不可欠である。もしも、そのへんが明確になった場合、すべてを一つの法律で必ずしも保護する必要はなく、別立法であっても構わないと思う。

自然法則性撤廃の議論になると、ソフトウェア関連発明の取扱いの話など各論的部分が中心になる傾向にある。すなわち、現状このような状況だから不便だ、といったような各論的部分のみで改正を論ずる傾向が

垣間見える。しかしながら、こういった議論の中では、もっと大所からの議論、すなわち、法目的からして妥当かといった議論についても望みたいものである。

7. 発明の定義の決め方。包含方式か不特許事由限定列举方式か

また、発明の定義の決め方についても議論の別れるところである。現在の日本での発明の定義のように保護の外縁をしっかりと決め、保護対象を完全に包含する形で決定する方式と、保護の外縁の限定は抽象的にしておき、不特許事由が限定列举される方式とがある。

前者（包含方式）であると新規な発明分野に対応しにくく、保護が後手になるとの指摘がある。今回ビジネスモデル特許等の話が出てきた時もそのような指摘がなされた。その点後者（不特許事由限定列举方式）の方式をとると新規な発明分野への対応が可能であるとされる。

しかしながらやはり私は定義の決定方式としては前者をとるべきだと思っている。

なぜならば、後者の方式をとると、ある分野が特許の対象となるかどうかの「世間のコンセンサス」を無視した者が有利になるという不合理が生じるからである。

例えば、ある分野に関しては、特許にならない、ということが衆人一致の通説であり、あるいは、ある分野が過去に判例等で特許の対象でないと判示されたとして、当該分野に関しては特許にならないとする「世間のコンセンサス」が出来ていたとしよう。

このような状況下で、ある日突然審判や裁判所にて判例等の前例が変更され、特許の対象になると判断されるならば、その発明は、過去にさかのぼった当該特許の出願日から保護されることになってしまう。当然、過去にさかのぼった当該特許の出願日には、第三者は、その分野は保護対象でないと信じているわけだから当該分野について出願はしていない。その結果、ある日突然特許の対象になると判断された特許に係る当該特許の保有者に有利に働くこととなる。言い換えれば、過去の判例や学説、行政指導によりできた特許にならないとの「コンセンサス」を信じていてこれを忠実にまもって出願を見送った者が損をする形となり、世間の「コンセンサス」に反して保護対象でないと信じられているものを出願した者が得をすることとなる。

この状況下で、上記のような事態を防止するためには、上記のような特許になるかならないかの境界線の

分野には、防衛出願をし続けなければならないという不合理を生ずる。なぜならば、その分野に関して、いつ特許が成立するかわからないからだ。よってその境界分野に対して優位性をとり、また、自己の実保を確保するためには、そのような対応は不可欠である。

これに対して、前者の方式をとることにより新分野を保護対象として広げる際に法改正という形をとるならば、その施行日以後の出願に係る特許のみが新法の恩恵を受けるので、みな公平である。

防衛出願を常時なさねばならない世の中は不合理であるし、このような世の中では壮大な無駄や労力が発生する。よって、みなの特許にならないと信じる分野で、その「コンセンサス」を無視する形で先に特許を取得する者を認めるのは、果たして公平な競争と言えるのか疑問である。もっとも、新分野の開拓も含めて競争だという議論もあるかもしれないが、最後は司法判断行政判断という人為的な判断が加わるので、やはり公平性を欠くおそれは大である。

やはり特許になる分野とならない分野はできるだけ明確になるように立法し、その中で新規な技術を競わせるのが妥当であると解する。

8. 純粋ビジネスは従来の発明論争と同じか

一部論者によっては、純粋ビジネス特許は従来の特許の延長戦上であるとの論者もいる。例えば、微生物やソフトウェアに特許性があるかないかが過去に議論及び判断された際には、かなり議論が煮詰まったが、結局時代の要請におされて特許の対象となった。純粋ビジネスについてもまたこれと同様であり、結果的には特許の対象となる、というのである。

しかしながら、私は、これには疑問の念をもっている。上記のように科学技術に供するものを保護すべきとして、その判断基準として、累積的進歩に係るものかどうかという点を検討すれば、答えは明確である。やはり従来特許と純粋ビジネスは一線ひかれるべきであるのではないだろうかとは私考えている。

9. 外国と同一の対応をしなければ国策として妥当でないのか？

私がかねがね疑問に思うのは、特許保護の体制としていつも外国と同一の法制をとらなければならないのか、という点である。近年しばしば法改正が行われる

が、そういった理由付けの中で多く出てくるのが、国際的調和というキーワードである。すなわち、これは外国の法制と一致させるという言葉に受け取れる。

今回のビジネスモデル特許や純粋ビジネスの問題も発端は外国である。外国のやることは日本もやらないと妥当でない、のであろうか。法改正にあたって、国際的調和という言葉を用いる際には、関係各位には、そのへん掘り下げた説明を求めたい。

特許制度の国際的調和が言われて久しい。国際的保護の観点から見れば、特許制度は世界的グローバルにあわせていくことが望ましいのであろう。その背景には経済のグローバル化があるが、科学技術分野において、新規な発明があれば、これは世界中で保護を受ける必要があるし、そうなると、特許大国ともなってしまった日本が、科学技術に関する特定分野について自国で保護しない旨を定めれば、国際的批判を受け、妥当でないのは明らかである。

しかしながら、例えば、純粋ビジネスを特許の対象にするか否かというような問題は外国と歩調をあわせる必要があるのかどうか。すなわち、もし、ある外国において純粋ビジネスを保護するという法制があったとして、それを日本も採り入れる必要性はあるのかどうか。

このことは、すなわち、外国（人）に対して純粋ビジネスによって我が国での独占権を付与することを意味するが、そうしないといけない理由が思い当たらない。

これと同様に、例えば純粋ビジネスを日本が保護するとしたら、ただでさえ純粋ビジネスの権利は混乱を呼びそうなのに、これを外国に抑えられる場合も頻発するのである。もはや日本だ外国だなどと言っている時代ではないのかもしれないが、それはやはり妥当でないのではないか。

現在の条約体制下では、科学技術の分野に関しては不特許事由を課してはならないと思うが、純粋ビジネスを特許の対象に含めるか否かという点については、当然に選択の自由がある。

条約体制下においては、日本人は当該外国において純粋ビジネスに関する権利を取得できるはずであり、その点は問題がない。また日本がそのような純粋ビジネスを保護しないとの法制があれば、これも内外人で公平である。特段の問題は感じないのだが、いかがで

あろうか。

今の定義で条約の体制上問題がないのならば、日本は日本ということで、今の体制を堅持するということで問題はないのではないか。

純粋ビジネスに関しては、日米欧三極会談において、純粋ビジネスは含まないとの確認をしたのだから、それで進めばよいと考えている。

10. まとめ謝辞

以上、婚礼引き出物特許から思いつくまま、とりとめなく書いてしまった気がする。浅学をかえりみずいろいろと述べさせていただいたが、他者を批判する等の意図はまったくない。失礼の段はお許しいただきたい。

また、本稿をご一読いただいた皆様に大いに感謝する次第である。

注

- (1) 例えるならば「百の『愛している』の言葉よりも一の浮気現場!」の方が、影響力が強いのも同じである。
- (2) 一度の浮気が、二度目の浮気や、その後の本気を警戒させるが如くである。

(原稿受領 2001.12.19)